

厚生労働省発基安0213第5号

令和5年2月13日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 一側足場の使用範囲の明確化

事業者は、幅が一メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならぬものとする。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでないものとする。

二 足場点検時の点検者の指名の義務化

1 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、

作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは直ちに補修しなければならないものとしているところ、当該点検について、事業者は、点検者を指名して、その者に当該点検を行わせなければならないものとする。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、労働安全衛生規則第

五百六十七条第二項各号に掲げる事項について点検し、異常を認めるときは直ちに補修しなければならないものとしているところ、当該点検について、事業者は、点検者を指名して、その者に当該点検を行わせなければならないものとする。

3 事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、労働安全衛生規則第五百六十七条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第九号に掲げる事項について点検し、異常を認めるときは直ちに補修しなければならないものとしているところ、当該点検について、事業者は、点検者を指名して、その者に当該点検を行わせなければならないものとする。

4 注文者は、労働安全衛生法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に足場を使用させるときは、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、足場における作業を開始する前に、労働安全衛生規則第六百五十五条第一項第二号イからリまでに掲げる事項について点検し、危険のおそれがあるときは速やかに修理しなければならないものとしているところ、当該点検について、注文者は、点検者を指名して、その者に当該点検を行わせなければならないものとする。

三 足場点検後の記録及び当該記録の保存の義務化

- 1 事業者は、二の二の点検を行ったときは、当該点検の結果等に加え、点検者の氏名を記録し、足場を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間、これを保存しなければならないものとする。
- 2 注文者は、二の四の点検を行ったときは、当該点検の結果等に加え、点検者の氏名を記録し、足場を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間、これを保存しなければならないものとする。

第二 施行期日

この省令は、令和五年十月一日から施行すること。ただし、第一の一については、令和六年四月一日から施行すること。